

## 温泉法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 土地の掘削等の許可への条件の付与等

都道府県知事は、土地の掘削、温泉のゆう出路の増掘、動力の設置又は温泉の利用（以下「土地の掘削等」という。）の許可に条件を付すことができるとし、当該条件に違反した者に対し、許可の取消し又は措置命令を行うことができることとする。

（第四条第三項、第九条第一項及び第二項、第十五条第四項並びに第三十一条第一項及び第二項関係）

### 第二 承継規定の新設

土地の掘削等の許可を受けた者である法人又は個人について、合併、相続等の場合における地位の承継ができることとする。

（第六条、第七条、第十六条及び第十七条関係）

### 第三 掲示項目の追加

施設内に掲示する事項として、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるものを追加すること。

（第十八条第一項関係）

### 第四 定期的な温泉成分分析の義務付け

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、定期的な温泉成分分析及びその結果に基づく揭示内容の変更を義務付けること。

(第十八条第三項関係)

## 第五 罰則

定期的な温泉成分分析に係る罰則に関する規定を設けること。

(第四十一条関係)

## 第六 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対する経過措置を定めること。

(附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)